

介護予防・日常生活支援総合事業
介護予防型通所サービス

利用契約書

社会福祉法人 大協会

No.

契約者

「介護予防型通所サービス」利用契約書

～目次～

第1章 総則	第5章 契約の終了
第1節 通則	第16条 (契約の終了事由、契約の終了に伴う援助)
第1条 (契約の目的)	第17条 (契約者からの中途解除)
第2条 (定義)	第18条 (契約者からの契約解除)
第3条 (契約期間)	第19条 (事業者からの契約解除)
第4条 (介護計画の決定・変更)	第20条 (契約の一部解除・契約の場合における関連条項の失効)
第5条 (サービス利用の中止・変更・追加)	第21条 (清算)
第2節 サービスの利用と料金の支払い	第6章 雑則
第6条 (サービス利用料金の支払い)	第22条 (苦情処理)
第7条 (利用料金の変更)	第23条 (協議事項)
第2章 介護予防型通所サービス	第24条 (契約者に関する事項)
第3節	
第8条 (介護保険給付対象サービス)	
第9条 (介護保険給付対象外サービス)	
第10条 (利用者の施設利用上の注意義務等)	
第3章 事業者の義務	
第11条 (事業所及びサービス従事者の義務)	
第12条 (守秘義務)	
第4章 損害賠償(事業者の義務違反)	
第13条 (損害賠償責任)	
第14条 (損害賠償がなされない場合)	
第15条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)	

_____ (以下「契約者」という。)と社会福祉法人大協会(以下「事業所」という。)は、事業者が利用者に提供する介護予防型通所サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1章 総則

第1節 通則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上をめざして支援することを目的として、利用者に対し、第2章各節に定める第1号通所事業(介護予防通所介護相当)を提供します。
- 2 事業者が、利用者に対して実施する介護予防型通所サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙「サービス利用書」に定めるとおりとします。

第2条 (定義)

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- 1 契約者…利用者とする。但し、意思判断が難しい利用者の方については、親族(三親等内)が代行するものとする。
- 2 契約期間…契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までの有効期間をいいます。
- 3 利用期間…契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に介護予防通所介護サービスを実施する期間または時間をいいます。
- 4 サービス従事者…生活相談員、介護職員、看護職員(機能訓練指導員)、運転手が、介護予防型通所サービスを提供するために使用する者をいいます。

第3条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の1ヶ月前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第4条 (介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る介護計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の個別の居宅サービスに係る介護予防型通所サービス(以下「個別サー

ビス介護」という。)を作成するものとします。

- 2 サービス提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項の個別サービス介護に定めます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防型通所サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画が作成されていない場合であっても、個別サービス計画の作成を行います。その場合には、事業者は、利用者に対して、介護予防支援事業所を紹介する等介護予防型通所サービス作成のために必要な支援を行うものとします。
- 4 事業者は、個別サービス計画について、契約者及び利用者ならびにその家族等(以下「契約者」という。)に対して説明し、同意を得たうえで、これを決定するものとします。
- 5 事業者は、次の各号に該当する場合には、契約者と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
 - 一 利用者に係る介護予防サービス計画が変更された場合
 - 二 契約者の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合
- 6 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、契約者等に書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第5条 (サービス利用の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、サービス提供開始前において、それぞれのサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、契約者等は、利用開始日または利用期日の前日までには必ず事業所に申し入れるものとします。
- 2 事業者は、利用開始日または利用期日の当日において、前項後段の定めに係らず前日までに利用の中止または変更の申し入れがなく、利用当日の午前9時をもって連絡が確認できなければ、サービスの提供を中止するものとします。またキャンセル料も発生します。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者等からのサービス利用の変更または追加の申し入れに対して、次の各号の事由により契約者等の希望する日にサービスの提供ができない場合には、他の利用可能期間または利用可能日時を契約者等に提示して、協議するものとします
 - 一 事業所が満員
- 4 事業者は、利用者の体調不良や状態の改善により介護予防通所介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防通所介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は増額はしません。

第2節 サービスの利用と料金の支払い

第6条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護予防サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者及び利用者は、利用者の要支援状態区分に応じて第2章各節に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分：通常はサービス利用料金の1割)を、事業者を支払うものとします。但し、利用者が要支援認定を受けていない場合または介護予防サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。(要支援認定後または介護予防サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下の各号に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行ないません。
 - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
 - 四 月途中で要支援が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 4 第2章各節に定める介護保険給付対象外サービスについては、契約者及び利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を、事業者を支払うものとします。
- 5 前2項のほか、契約者は、次の諸費用を、事業者を支払うものとします。
 - 一 食事代及び日用品代等の利用者の日常生活上必要となる諸費用実費
 - 二 サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

第7条 (利用料金の変更)

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は、該当サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金について、経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の3ヶ月前までに説明したうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第2章 通所介護サービスの内容

第3節 通所介護サービス

第8条 (介護保険給付対象サービス)

- 1 事業者は、介護予防型通所サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の支援及び機能訓練ならびに送迎の各サービスを提供するものとします。
- 2 前項のサービスについては、契約者の選択により、提供されるものとします。

第9条 (介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業所は、介護保険給付対象外のサービスとして、理美容サービスを提供するものとします。
- 2 前項のサービスについては、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業者は、本条に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて、契約者等に対し、わかりやすく説明するものとします。

第10条 (利用者等の施設利用上の注意義務等)

- 1 利用者は、事業所の共用施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、利用者が故意または重大な過失により、事業所の施設または設備について、滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に回復するか、または相当の代償を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。
- 4 契約者等は、施設内において、次の各号に該当する行為をすることはできません。
 - 一 飲酒及び決められた場所以外での喫煙
 - 二 サービス従事者、施設職員、他の利用者等に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと
 - 三 入所規則その他において事業所が定める以外の物品の持ち込み

第3章 事業者の義務

第11条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、介護予防型通所サービスの提供にあたり、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員もしくは主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認のもと、各サービスを提供するものとします。
- 3 事業者は、各サービス提供時において、利用者の病状の急変その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関と連携して、必要な措置を講ずるものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する介護予防型通所サービスの提供について記録し、これを5年間保管するものとし、契約者またはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。この場合、複写に要する費用は、契約者及び代理人の負担とします。

第12条（守秘義務）

- 1 事業者及びサービス従事者ならびに従業員は、介護予防型通所サービスを提供するうえで知り得た契約者等に関する事項について、次の各号に該当する場合を除き、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
 - 一 事業者が、利用者に医療上の緊急の場合がある場合に、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供する場合
 - 二 事業者が、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図る場合に、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者等の個人情報を用いる場合
- 2 本条に定める守秘義務は、本契約が終了した後も継続するものとします。

第4章 損害賠償(事業者の義務違反)

第13条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責任に帰すべき事由により、契約者または利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者または利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる範囲において、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 前項本文の規定は、第12条に定める守秘義務に違反した場合にも準用します。
- 3 事業者は、本条に定める損害賠償責任を、速やかに履行するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は第 13 条の規定に係らず、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れるものとします。

- 1 契約者等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ったことにもつぱら起因して、損害が発生した場合
- 2 契約者等が、利用者への各サービスの実施にあたり必要な事項に対する聴取・確認に対して、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ったことにもつぱら起因して、損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化あるいは心身機能の低下等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して、損害が発生した場合
- 4 契約者等が、事業者にまたはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して、損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、本契約の有効期間中において、地震・噴火等の天変地異その他自己の責任に帰すべからざる事由により各サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスの提供を中断するものとします。
- 2 前項の場合において、事業者は、利用者に対して、すでに実施したサービスを除き、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 5 章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、次の各号のいずれかに基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供する各サービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判断された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合または破産宣告を受けた場合もしくは止むを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失または重大な毀損により各サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 六 第 17 条から第 20 条の規定に基づき本契約が解除または解約された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約の全部または一部を解約することができます。この場合には、契約者は終了を希望する日の 7 日前までに、事業所に通知するものとします。
- 2 契約者は、前項の規定に係らず、第 7 条第 3 項(利用料金の変更の不同意)の場合には、本契約の全部または一部を即時に解約することができます。
- 3 契約者は、第 1 項の規定に係らず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 利用者が入院した場合
 - 二 利用者に係る介護予防サービス計画(ケアプラン)が変更され、その内容に同意できない場合

第 18 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者またはサービス従事者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本契約の全部または一部を解除することができます。

- 一 正当な理由なく本契約に定める介護予防型通所サービスを実施しない場合
- 二 第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 故意または過失により、契約者または利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、著しい不信行為をした場合、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合または傷つける恐れがある場合において、適切な措置対応を執らない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者または利用者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本契約の全部または一部を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当な期間を定めた催告にも係らず支払われない場合
- 三 利用者が、故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者の行動がサービス従事者または他の利用者の生命・身体・健康に重大な影

響を及ぼす恐れがある場合、または利用者が重大な自傷行為を繰り返す場合等、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 五 第5条第1項及び第2項(利用中止・変更の申し入れ)について、事業者からの再三の要請にも係らず無断での中止が繰り返され、その結果本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第20条 (契約の一部解除・解約の場合における関連条項の失効)

第17条から第19条の規定により、本契約の一部が解除または解約された場合には、当該サービスに関する条項はその効力は失うものとします。

第21条 (清算)

本契約が終了した場合、契約者が事業者に対して、すでに実施されたサービスに対する利用料金の支払い義務、その他の条項に基づく義務がある場合は、事業者が指定する方法により清算するものとします。

第6章 雑則

第22条 (苦情処理)

事業者は、その提供した各サービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し、適切に対応するものとします。

第23条 (協議事項)

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、介護保険法その他の関係法令の定めるところに従い、契約者等と協議するものとします。
- 2 法定後見人または任意後見人が、契約者として本契約を締結する場合には、事業者は、その負担する責任の内容・範囲・限度等について、法定後見人または任意後見人と協議するものとします。

第24条 (契約者に関する事項)

- 1 利用者に判断能力がある場合、利用者を契約者とします。
- 2 利用者に判断能力がない場合、利用者を契約者とし家族又は後見人が利用者の代理人として契約の締結を行います。但し、この場合には、後見人の責任の内容・範囲・限度等については、協議を要するものとします。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、契約者及び事業者が記名捺印のうえ、各自1通を所有するものとします。

年 月 日

事業所 所 在 大阪市北区長柄中1-1-21
事業者名 社会福祉法人 大協会
代表者 理事長 加納 繁照

契約者 住 所 _____

氏 名 _____

代 筆 者 _____

代理人 住 所 _____

(家族又は
後見人)

氏 名 _____

利用者との関係 _____